

～ あなたの「学びたい」を応援します！ ～

対馬市奨学資金基金奨学生募集要項

対馬市では、経済的な理由により就学が困難な学生に学資を貸与し、有為な人材を育成することを目的とした「対馬市奨学資金基金」を設置しています。

卒業後、市内定住や就業などの条件を満たした場合、返還すべき奨学金の返還を猶予・免除する規定を備えた、対馬市の未来を担う子ども達の『学びたい』を支援する奨学金制度です。

奨学生の資格

- ◇ 本人又は保護者が対馬市に住所を有する方
- ◇ 高等学校(市内に限る)、大学、短期大学、専修学校(専門課程)、大韓民国の大学校に在学又は進学を予定している方
- ◇ 他からの奨学金を受給していない方
- ◇ 品行方正、学業優秀、健康であること
- ◇ 経済的理由により就学が困難であると認められること

学力の基準

学 校 種 別	評 価 の 基 準
高等学校・大学・短期大学 専修学校(専門課程) 大韓民国の大学校	中学校及び高等学校等の学習成績の評定を、全履修科目について5段階評価により算出し、平均値が <u>3.0</u> 以上であること

所得の基準

- ◇ 世帯の市県民税額が40万円以内であること。

奨学生の申込期間

区 分	期 間
在学申込	4月10日～5月8日
予約申込	10月1日～12月28日 ※翌年度の4月に、高等学校・大学等に進学を予定している方が対象

奨学生の申込手続き

◇奨学生願書（様式第1号）に下記の書類を添えて、在学している学校を経由して対馬市教育委員会へ提出してください。

<input checked="" type="checkbox"/>	提出書類	留意事項
1 <input type="checkbox"/>	奨学生願書 （様式第1号）	○申込者本人が作成し、在学している学校を経由して提出してください。 ○連帯保証人2人（うち1人は対馬市内に住所を有する者とし、それぞれ独立の生計を営んでいる方）の連署が必要です。
2 <input type="checkbox"/>	奨学生推薦調書 （様式第2号）	○新1年生は、卒業校発行の推薦調書 ○新2年生以上は、在学学校発行の推薦調書 ○予約申込の場合は、在学学校発行の推薦調書
3 <input type="checkbox"/>	在学証明書	○在学申込の場合は、申込時に提出してください。 ○予約申込の場合は、入学後速やかに提出してください。
4 <input type="checkbox"/>	成績証明書	○新1年生は、卒業校発行の成績証明書 ○新2年生以上は、在学学校発行の成績証明書 ○予約申込の場合は、在学学校発行の成績証明書
5 <input type="checkbox"/>	住民票謄本	○本籍・続柄を記載してください。 ○家族が別居（住民票別）の場合は、各々の住民票が必要です。
6 <input type="checkbox"/>	健康診断書	○医師の診断を受けてください。（任意様式可）
7 <input type="checkbox"/>	課税証明書 （非課税証明書）	○世帯全員の課税証明書（世帯課税証明書・非課税証明書）が必要です。
8 <input type="checkbox"/>	納税証明書	○世帯全員（課税されている方）の納税証明書が必要です。
9 <input type="checkbox"/>	承諾書	○申込者本人及び保護者の連署が必要です。

※ 奨学生願書、奨学生推薦調書等の様式は、対馬市ホームページからダウンロードできます。

奨学金の貸与月額・貸与期間

学校種別	区分	貸与月額	貸与期間等
	高等学校		
自宅外通学		2万3千円以内	
大学・短期大学・専修学校（専門課程） 大韓民国の大学校		5万円以内	○貸与月額の範囲内で希望する額

奨学生の決定

◇対馬市奨学資金基金運営委員会に諮って、奨学生を決定します。

奨学金の貸与

◇奨学金は、3カ月ごとに（年4回）奨学生が指定する金融機関の口座に振り込みます。

奨学金の返還

区分	返還期間	備考
高等学校	5年	○奨学金は、無利子 ○貸与期間満了の翌月から1年経過した後、半年賦又は年賦により全額を返還してください。 ○返還猶予・返還免除の制度があります。
大学・短期大学 専修学校（専門課程） 大韓民国の大学校	10年	
高等学校から上級学校 に進学した場合	15年	

奨学金の返還猶予・返還免除

◎奨学生であった方が下記の理由に該当するとき、返還の猶予を受けることができます。
(奨学金返還猶予申請書の提出が必要です。)

返 還 の 猶 予	(1) 上級学校に進学したとき (2) 疾病その他特別の理由により返還が困難であるとき (3) 対馬市に定住（5年以上居住）する意思があり、かつ、就業（官公署への就業は除く。）しているとき (4) 市長が特別の理由があると認めるとき
-----------	---

◎奨学生であった方が下記の理由に該当するとき、貸与を受けた奨学金の返還未済額のうち返還額の全部又は一部の返還の免除を受けることができます。
(奨学金返還免除申請書の提出が必要です。)

返 還 の 免 除	(1) 返還完了前に死亡したとき (2) 心身障害又は疾病により、返還が困難と認められたとき (3) 対馬市に5年以上居住、かつ、就業していると認められたとき (4) 市長が特別の理由があると認めるとき
-----------	--

「対馬市奨学資金基金」の詳しい内容については、対馬市教育委員会へお尋ねください。



対馬市教育委員会 教育総務課

〒817-1301 対馬市峰町三根451番地

☎ 0920 (88) 2000 FAX 0920 (88) 2005

メールアドレス t_kyouiku@city-tsushima.jp

ホームページ <http://www.city.tsushima.nagasaki.jp/>